

様式第14号(第11条関係)

診療用エックス線装置設置届

年 月 日

(あて先) 富山市保健所長

住 所

管理者 氏 名

電 話 ()

次のとおり診療用エックス線装置を設置したので、医療法施行規則第24条の2の規定により届け出ます。

施 設 の 名 称					
施 設 の 所 在 地					
診療用エックス線装置に関する事項	製 作 者 名				
	型 式				
	台 数				
	連 続 定格出力 蓄放式 短時間		キロボルト(kV)	リアンペア(mA)	
			キロボルト(kV)	ミリアンペア(mA)	秒
			キロボルト(kV)	マイクロファラッド(μ F)	
	エックス線管の数		管球		
	用 途		一般撮影 ・ 透視 ・ CT ・ 歯科用 その他()		
エックス線診療に従事する者	氏 名	職 種	免許番号	登録年月日	エックス線診療に関する経歴
備 付 年 月 日			年 月 日		
	医療法施行規則第30条第1項第1号に規定するエックス線管容器及び照射筒の遮へい				有 ・ 無
	総ろ過				ミリメートル アルミニウム当量 モリブデン当量
	透視装置		患者への入射線量率が50ミリグレイ/分		以下 ・ 超える
			一定時間経過時に警告音等を発することのできる透視時間を積算するタイマー		有 ・ 無

診療用エックス線装置の放射線障害の防止に関する構造設備の概要		高線量率透視制御	有 ・ 無
		焦点皮膚間距離保持装置又はインターロック	有 ・ 無
		受像面を超えないように照射野を絞る装置	有 ・ 無
		受像器を通過したエックス線が150マイクログレイ/時(接触可能表面から10センチメートル)	以下 ・ 超える
		最大照射野を3センチメートル超える部分を通過したエックス線が150マイクログレイ/時(接触可能表面から10センチメートル)	以下 ・ 超える
		利用線錐以外のエックス線を有効に遮へいするための被照射体周囲の適当な装置	有 ・ 無
	撮影装置	照射野絞り装置	有 ・ 無
		医療法施行規則第30条第3項第2号に規定する焦点皮膚間距離	以下 ・ 超える
	胸部集検用間接撮影装置	利用線錐が角錐型かつ受像面を超えない照射野絞り装置	有 ・ 無
		接触可能表面から10センチメートルにおいて1マイクログレイ/1ばく射以下となる受像器の一次遮へい体	有 ・ 無
		接触可能表面から10センチメートルにおいて1マイクログレイ/1ばく射以下となる被照射体周囲の箱状の遮へい物	有 ・ 無
	移動型・携帯型装置等	エックス線管焦点及び患者から2メートル以上離れて操作できる構造	有 ・ 無
		装置の保管場所	有 ・ 無
	治療用装置	ろ過板が引き抜かれた場合、エックス線の発生を遮断するインターロック	有 ・ 無
	口内法撮影装置	照射筒先端における照射野の直径	センチメートル
放射線障害の防止に関する構造設備の概要	使用の場所		
	診察室の防護物の概要	遮へい物	構造、材質、厚さ
		遮へい物を設ける場所	
		天井	
		床	

		周囲の画壁等	(東)	
			(西)	
			(南)	
			(北)	
			監視用窓	
		出入口の扉		
		その他の開口部		
		操作室		有 ・ 無()
		診療室の標識		有 ・ 無
		概要	放射線障害の防止に必要な注意事項の掲示	
使用中の表示			有 ・ 無	
画壁等外側の実効線量が1ミリシーベルト／週以下となる措置			有 ・ 無	
管理区域	管理区域を設ける場所		別添図面のとおり	
	境界における実効線量が1.3ミリシーベルト／3月以下となる措置		有 ・ 無	
	立入制限措置		有 ・ 無	
	標識		有 ・ 無	
敷地の境界等	敷地内居住区域及び境界における実効線量が250マイクロシーベルト／3月以下となる措置		有 ・ 無	
	入院患者(診療により被ばくする放射線を除く。)の実効線量が1.3ミリシーベルト／3月以下となる措置		有 ・ 無	
その他	取扱者の被ばく測定器具			
	防護用具(防護前掛等)		有 ・ 無	

備考

- 1 届出書には、次に掲げる書類を添付してください。
 - (1) エックス線装置の位置を記したエックス線診療室及び関係施設の平面図及び側面図(管理区域、標識等の位置を明示し、隣接する室名及び上下階の室名を記入したもの)
 - (2) 施設の防護に関する検査・測定結果(責任者の所属、職及び氏名を記したもの)及び理論計算に規制値を算出した場合は、その計算書
 - (3) 移動型については、機器の性能等(装置周囲の散乱線の測定結果を含む。)を記した仕様書